

行財政改革大綱実施計画

重点項目番号 1

番号 ④

1. 実施事項名	市民活動の支援の充実			2. 担当課(執行する課)	生活環境部 市民生活課				
3. 現状・問題点・必要性 (なぜやるのか)	新市建設計画や自治基本条例をもとに、これからの「公」を担う多様な主体として市民活動(住民自治活動、NPO活動など)を支援する伊賀市の拠点として、「伊賀市市民活動支援センター設置に関する報告書」に基づいた支援体制の整備を進めるために、伊賀市として市民活動支援センターによる支援体制の整備(財源と人材)充実が必要。(自治基本条例第36条の機関充実) 新市建設計画や自治基本条例に基づく支所における機能(自治基本条例第37条に基づく支所機能)の理解と市民活動(住民自治活動)への支援への理解が必要。			4. 責任者名(執行責任者)	市民生活課長 坂口 孝一				
7. 実施する内容・目標数値 (なにを、いつまでに、どのようにやるのか) (集中改革プラン関連項目については、平成22年4月1日の目標数値を合わせて記載する。)	H17～ 市民活動支援センターの支援体制の整備充実 H18～ 行政(支所)の市民活動(住民自治活動)への支援体制の構築 H17～ 市民活動支援センター機能の充実 ・情報収集・提供機能 ・総合窓口機能 ・災害時情報ネットワーク機能 ・人材育成・派遣機能 ・調査研究提案機能 ・場や機材の提供機能 ・財政支援・コミュニティビジネス支援機能(H17～18検討H19～実施) ・団体等活動評価機能 ・住民自治活動支援機能			5. 担当課電話番号	22-9639				
10. 目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目なにをどれだけやるのか)	指標名	目標値	定義・算定式	11. 行程表(いつまでにやるのか)					
	市民活動支援センターの支援体制の整備充実	市民の市民活動への参加・参画度	「伊賀市市民活動支援センター設置に関する報告書」に基づいた支援機能を発揮するための(人・物・金・情報の充実)	平成17年度 10月	平成18年度 4月	平成19年度 10月	平成20年度 4月	平成20年度 10月	
	行政支援体制の整備	市民・行政職員の市民活動・協働の認識度	伊賀市行政全体が市民活動や協働を推進する体制の構築(自治協議会別の統計データなどの行政データの整理提供、		→	→	→	→	→
		市民・行政職員の市民活動・協働の認識度	行政(支所)の市民活動(住民自治活動)への支援体制の検討・確立と柔軟な対応	→	→	→	→	→	→
	市民活動支援センター機能の充実	市民の市民活動への参加・参画度	「伊賀市市民活動支援センター設置に関する報告書」に基づいた市民活動支援機能の充実						→